

茨木市水道部要綱で定める様式における敬称の表記の特例に関する要綱

申請書その他の文書のうち、茨木市水道部要綱において様式を定めているものについては、当該文書におけるあて名の敬称を次の表の定めるところにより表記するものとする。

区 分	茨木市水道部要綱の様式におけるあて名の敬称の表記	使用することができる表記
申請書その他の本市に提出される文書	茨木市水道事業管理者殿	(申請先) 茨木市水道事業管理者 (届出先) 茨木市水道事業管理者 (報告先) 茨木市水道事業管理者 (申出先) 茨木市水道事業管理者
	茨木市水道事業管理者殿	(申告先) 茨木市水道事業管理者 (提出先) 茨木市水道事業管理者

備考：行為の内容によりかっこ内を選択すること。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に「茨木市水道事業管理者殿」又は「茨木市水道事業管理者殿」を用いて作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。